

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月26日
【会社名】	アールビバン株式会社
【英訳名】	ART VIVANT CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野澤 克巳
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役管理部長 栗田 実
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座一丁目15番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長野澤克巳及び常務取締役管理部長栗田実は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、主として会社及び連結子会社の顧客に対して割賦販売斡旋業務を行っている連結子会社の株式会社アートファイナンスを、金額的及び質的重要性の観点から重要な事業拠点に選定し、その結果、当連結会計年度の連結売上高の2/3に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」とした。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

会社及び連結子会社は、M & A投資案件において、会社における事前調査、社外専門家の意見聴取が不十分であり、M & A投資目的の達成を阻害するリスクの認識、及び当該リスクが財務報告に与える影響を十分に把握できなかったために、投資後短期間で金額的に重要な特別損失を計上することとなった。

そのため、M & A投資に係わる全社的な内部統制のリスクの評価と対応について、整備及び運用上の不備が存在していると判断した。

事業年度末日までに当該不備を是正するために、会社及び連結子会社が行うM & A投資については、経営企画室・経理グループ・総務グループによる事前調査、及びデューデリジェンス等の企業価値評価・リスク査定を行い、社外の専門家（業界・会計・法務等）の意見を受けるものとした。また、その内容を反映した社内規程を新設及び関連諸規程の改訂を行った。

当該是正後のM & A投資に係わる全社的な内部統制の整備及び運用状況の評価の結果、整備状況については有効であると判断し、運用を開始したが、当該是正が事業年度末日近くで実施されたため、運用状況については十分な運用評価期間を確保するには至らなかった。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。